

## 1. 平成27年度に機構が実施した法科大学院認証評価について

### 1 評価の目的

機構が実施する評価においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

### 2 評価の実施体制

法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、実際の評価作業を行う評価部会及び教員の授業科目適合性の調査を行う教員組織調査専門部会を設置するとともに、評価委員会における議案を整理するため運営連絡会議を設置し、評価を実施しました。

### 3 評価方法及びプロセスの概要

- (1) 法科大学院における自己評価  
「自己評価実施要項」に従い自己評価書を作成し、機構に提出します。
- (2) 機構における評価
  - ① 書面調査：提出された自己評価書（関連資料・データ等を含む。以下同様。）について調査・分析を行い、対象法科大学院の教育活動等の状況が基準を満たしているかどうか判断を行います。また、法曹養成の基本理念や対象法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を指摘事項として抽出します。
  - ② 訪問調査：書面調査では確認することのできない内容等を中心として、対象法科大学院を訪問し現地調査を行います。
  - ③ 評価結果の取りまとめ：書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加え、基準を満たしているかどうかの最終的な判断を行ったうえで評価結果（案）を作成し、意見の申立ての手続きを経て評価結果として取りまとめます。
  - ④ 適格認定：評価の結果、各基準の判断結果を総合的に考慮し、評価基準に適合していると認める場合、対象法科大学院に適格認定を与えます。

#### 4 評価のスケジュール

- (1) 機構は、平成 26 年 6 月に、申請を予定している法科大学院関係者に対し、評価の基準や方法等について説明を行うとともに、当該法科大学院の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。
- (2) 機構は、平成 26 年 8 月から 9 月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の 1 法科大学院の評価を実施することとなりました。
  - 国立大学（1 法科大学院）
    - ・ 千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻
- (3) 機構は、平成 27 年 6 月に機構の評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。
- (4) 機構は、平成 27 年 6 月末までに対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象法科大学院の評価は、次のとおり実施しました。

27 年 7 月	書面調査の実施
8 月～9 月	教員組織調査専門部会 ・ 授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査
9 月	評価部会 ・ 基準ごとの判断の検討 ・ 書面調査による分析結果の整理 運営連絡会議 ・ 書面調査による分析結果の審議・決定
10 月	訪問調査の実施
12 月	評価部会 ・ 評価報告書原案の作成
28 年 1 月	運営連絡会議、評価委員会 ・ 評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3 月	運営連絡会議、評価委員会 ・ 評価結果の確定

## 5 評価結果

「千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻」については、評価基準に適合しているとする評価結果となりました。

## 6 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成28年3月現在）

### (1) 法科大学院認証評価委員会

天 野 佳 洋	京都大学客員教授
磯 部 力	國學院大學特任教授
○磯 村 保	早稲田大学教授
上 田 廣 一	上田廣一法律事務所弁護士
岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
木 村 光 江	首都大学東京教授
久保井 一 匡	久保井綜合法律事務所弁護士
佐 伯 仁 志	東京大学教授
潮 見 佳 男	京都大学教授
滝 澤 正	上智大学教授
武 井 康 年	広島綜合法律会計事務所弁護士
龍 岡 資 晃	西綜合法律事務所弁護士
◎田 中 成 明	京都大学名誉教授
南 雲 弘 行	教育文化協会理事長
野 坂 泰 司	学習院大学教授
松 下 淳 一	東京大学教授
三 井 誠	神戸大学名誉教授
村 田 涉	司法研修所教官
村 中 孝 史	京都大学教授
茂 木 善 樹	法務省法務総合研究所総務企画部付
山 本 和 彦	一橋大学教授
山 本 眞 一	桜美林大学教授
吉 原 和 志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部 力	國學院大學特任教授
◎磯村 保	早稲田大学教授
加藤 哲夫	早稲田大学教授
木村 光江	首都大学東京教授
潮見 佳男	京都大学教授
龍岡 資晃	西綜合法律事務所弁護士
田中 成明	京都大学名誉教授
土井 真一	京都大学教授
中川 丈久	神戸大学教授
野坂 泰司	学習院大学教授
松下 淳一	東京大学教授
三井 誠	神戸大学名誉教授
山中 至	熊本大学顧問
○山本 和彦	一橋大学教授
吉田 克己	早稲田大学教授
吉原 和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

加藤 哲夫	早稲田大学教授
唐津 恵一	東京大学教授
君塚 正臣	横浜国立大学教授
○佐伯 仁志	東京大学教授
龍岡 資晃	西綜合法律事務所弁護士
◎田邊 誠	広島大学教授
平野 裕之	慶應義塾大学教授
牟田 哲朗	平和台法律事務所弁護士

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

○磯村保	早稲田大学教授
川口恭弘	同志社大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
塩見淳	京都大学教授
服部高宏	京都大学教授
浜川清	法政大学教授
三木浩一	慶應義塾大学教授
三角比呂	司法研修所教官
◎三井誠	神戸大学名誉教授
毛利透	京都大学教授
茂木善樹	法務省法務総合研究所総務企画部付

※ ◎は部会長、○は副部会長